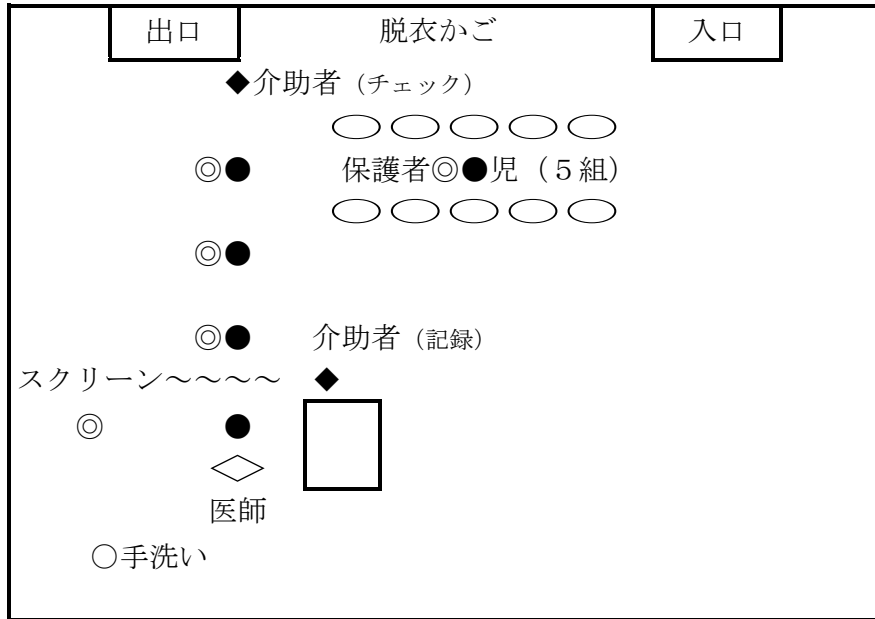


呉市就学時健康診断の標準的仕様（内科）

1 会場図

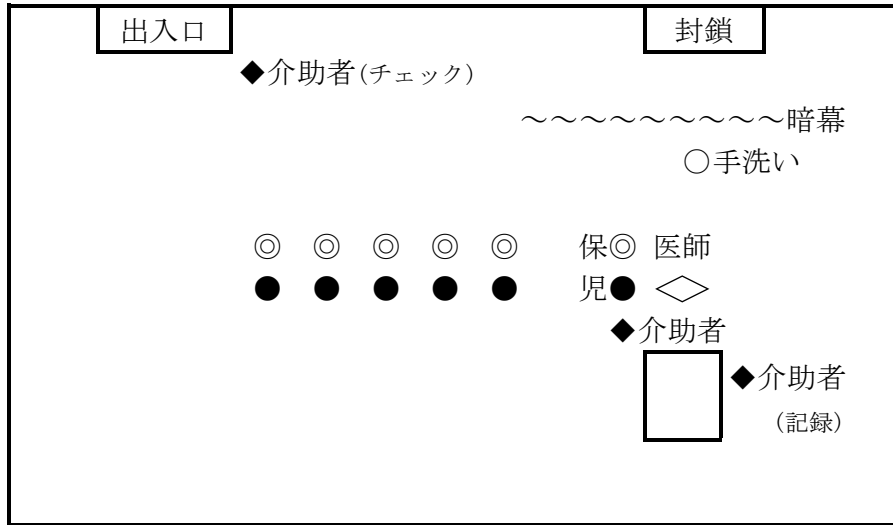


2 健康診断の流れ

- (1) 幼児は、上半身はだかになる。（保護者が脱衣させる。）。番号札は外さない。
- (2) 幼児・保護者は、スクリーンの前に概ね2 m間隔で一列に並ぶ。
- (3) 医師は、聴診、視診により栄養状態、脊柱の異常及び疾病の有無、胸郭の異常の有無、皮膚の疾患の有無について診察する。
- (4) 介助者（記録）は、診断の結果を就学時健康診断票に記入する。
- (5) 幼児は、着衣後（保護者が着衣させる。）、保護者ととも出口から退室する。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（眼科）

1 会場図

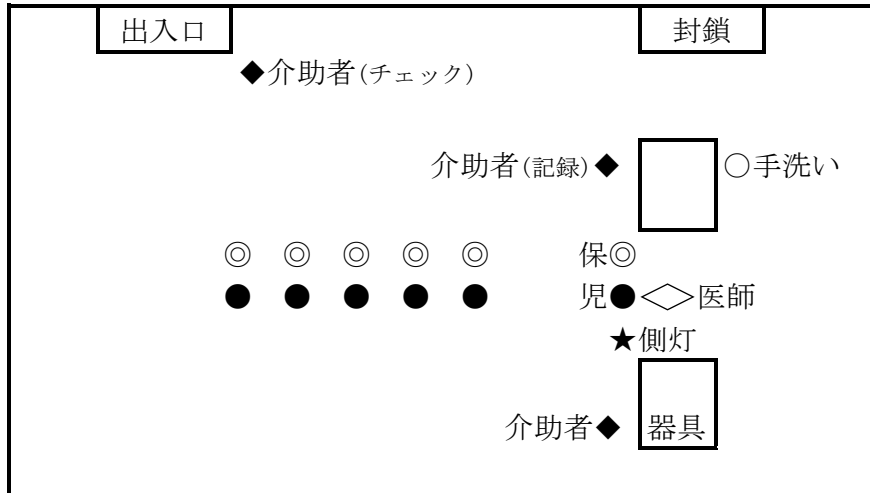


2 健康診断の流れ

- (1) 就学時健康診断票は，介助者（記録）が事前にまとめて受け取る。
- (2) 幼児・保護者は，概ね2 m間隔で医師の前に一列に並ぶ。
- (3) 保護者は，場合により幼児の頭部を固定し，下眼瞼がよく見えるようにする。
- (4) 医師は，眼の疾病及び異常の有無について診察する。
- (5) 介助者（記録）は，結果を就学時健康診断票に記入する。
- (6) 幼児・保護者は，出入口から退室する。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（耳鼻科）

1 会場図

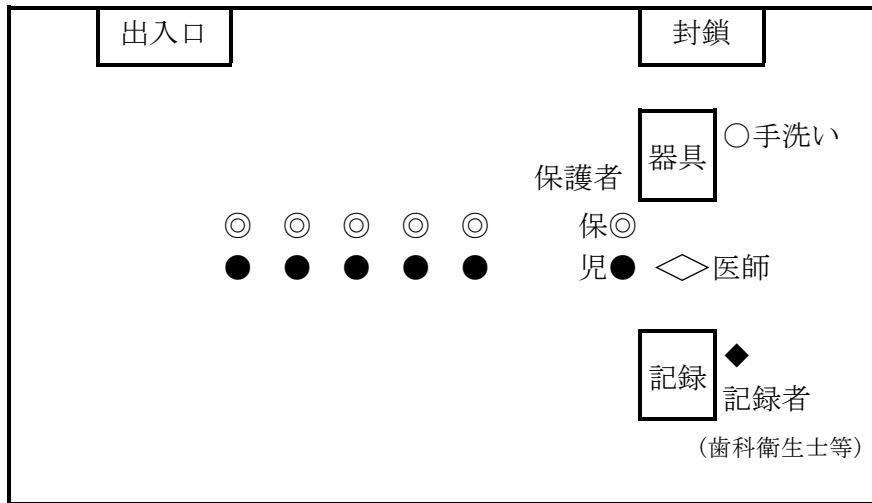


2 健康診断の流れ

- (1) 就学時健康診断票は、記録者がまとめて受け取る。
- (2) 幼児・保護者は、概ね2m間隔で医師の前に一列に並ぶ。
- (3) 介助者は、開始前までに医師から鼻、咽頭、耳の診察する順番を聞き、それを保護者に伝え、保護者がその介助をする。
- (4) 医師は、耳疾患の有無、鼻及び咽頭疾患の有無について診察する。
- (5) 介助者（記録）は、結果を就学時健康診断票に記入する。
- (6) 幼児・保護者は、出入口から退室する。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（歯科）

1 会場図



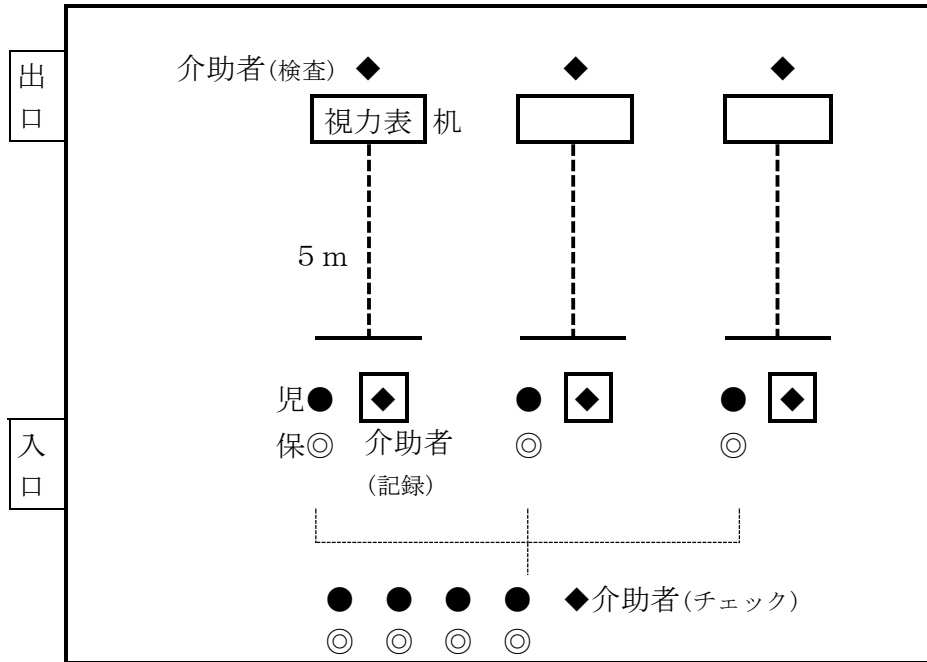
※ 器具や側灯の位置は、担当医師の指示に従い医師が健診しやすい位置に配置する。

2 健康診断の流れ

- (1) 幼児・保護者は、概ね2m間隔で医師の前に一列に並ぶ。
- (2) 医師は、幼児の口を開けさせて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無について診察する。
- (3) 記録者（歯科衛生士等）は、結果を就学時健康診断票に記入する。
- (4) 幼児・保護者は、出入口から退出する。

呉市就学時健康診断の標準的仕様（視力検査）

1 会場図



2 健康診断の流れ

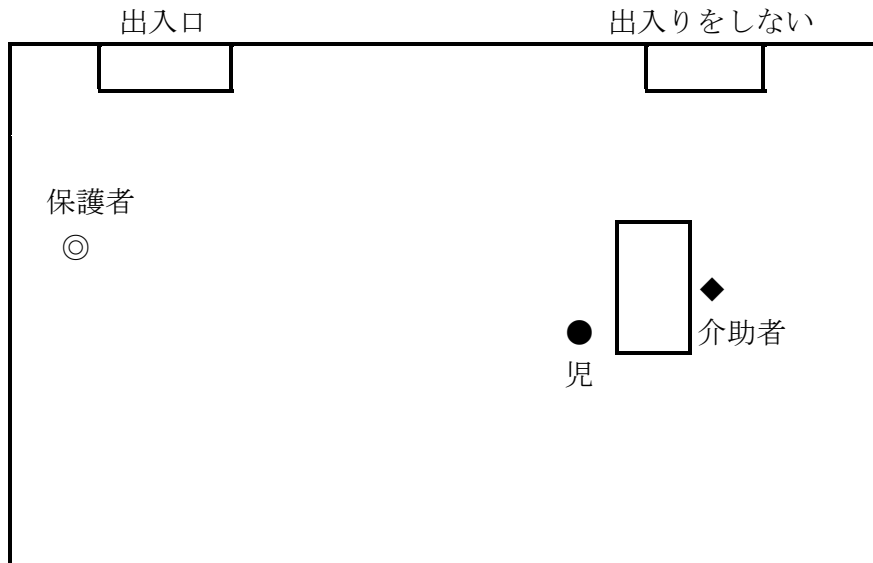
- (1) 幼児は、立って検査を受け、保護者は検査を手伝う。
- (2) 介助者(検査)は、3指標により検査し、5区分で判定する。0.3指標から開始すること。

※ 1.0の指標が見える	→ A
0.7の指標まで見える	→ B
0.3の指標だけ見える	→ C
0.3の指標が見えない	→ D
測定不能	→ X

- (3) 介助者(記録)は、就学時健康診断票に判定を記入する。
- (4) 幼児は、保護者ととも出口から退出し、待機場所で着席して待機する。

就学時健康診断の標準的仕様（聴力検査）

1 会場図



2 健康診断の流れ

- (1) 対象者は、耳鼻科で医師の指示があった者のみ。
- (2) 介助者は、幼児へ検査の方法を説明する。
- (3) 幼児は、椅子に座って検査を受け、音が聴き取れたら手を挙げて合図をする。
- (4) 介助者は、結果を就学時健康診断票に記入する。
- (5) 幼児は、保護者とともに出入口から退出する。